

令和5年度における環境配慮契約の締結実績の概要

独立行政法人北方領土問題対策協会

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会における令和5年度の環境配慮契約の締結実績の概要について次のとおり取りまとめた。

環境配慮契約の締結状況

（1）電気の供給を受ける契約

令和5年度における電気の供給を受ける契約に関して、賃貸ビルに入居しており、電力会社とは直接契約することができないため、環境配慮契約に該当する案件がなかった。

（2）自動車の購入及び賃貸借に係る契約

実績なし。

（3）船舶の調達に係る契約

実績なし。

（4）省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約

実績なし。

（5）建築物の設計に関する契約

実績なし。

（6）建築物の維持管理に関する契約

実績なし。

（7）産業廃棄物の処理に係る契約

実績なし。